

船橋市病院局会議規程

(設置)

第1条 船橋市立医療センター（以下「医療センター」という。）の健全な経営及び管理運営に関し、必要な事項を審議するため、船橋市病院局会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院事業管理者（以下「管理者」という。）
- (2) 副病院局長、経営企画室長、新病院建設室長
- (3) 院長
- (4) 副院長及び診療局長、技監
- (5) 放射線技術科技師長、臨床検査科技師長
- (6) 看護局長
- (7) 薬剤局長
- (8) 事務局長及び総務課長、医事課長

(会議)

第3条 会議は、管理者が招集し、副病院局長が議長となり、議事を整理する。

2 会議は、定例会と臨時会とする。

3 定例会は、毎月第4水曜日に開催し、開催時間は午後4時から午後5時までとする。

4 臨時会は、必要の都度開催するものとする。

(審議事項)

第4条 会議において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療センターの経営に関する基本的な事項に関すること。
- (2) 条例改正案の提出に関すること。
- (3) 企業規程等の設置及び改廃に関すること。
- (4) 予算、決算に関すること。
- (5) 職員定数及び定数配分に関すること。
- (6) 組織の改廃に関すること。
- (7) 医療センターの経営改善計画に関すること。
- (8) その他管理者が必要と認める事項

(参考意見の聴取)

第5条 会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め参考意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、経営企画室において処理する。

(議事録の作成)

第7条 会議の議事録は、要約筆記とし、保管しなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、管理者が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。